

事業者の皆さんへ

固定資産税の軽減が受けられます

中小事業者等の方が所有する事業用家屋および償却資産について、令和2年2月から10月までの任意の連続する3カ月間の売上高が、前年同期間に比べて30%以上減少している場合、令和3年度課税分に限り、課税標準の特例措置を受けることができます。

申告については、認定経営革新等支援機関等の確認を受けて、令和3年2月1日(月)までに市に申告書を提出してください。

詳細は、市ホームページまで▶



問合せ 税務課 資産税係
☎69-2129 FAX63-4574

先端設備等に係る固定資産税の特例

先端設備等導入計画に基づき取得した新規設備の固定資産税の特例措置について、事業用家屋と構築物が追加され、令和5年3月まで適用期限が延長されました。(課税開始年から3年間、対象となる資産の固定資産税が免除される制度です。)

問合せ 商工労政課 新産業振興係
☎69-2187 FAX63-4087
税務課 資産税係
☎69-2129 FAX63-4574

1出店者あたり2万円 地域振興イベント出店者を支援

新型コロナウイルス感染症の影響で停滞した地域の活性化を図るイベントで、感染対策を行いながら出店された方に支援金2万円を給付します。



問合せ 新型コロナウイルス感染症くらし・経済対策推進室
☎69-2133 FAX63-4554

障がい者就労支援施設の工賃保障に向けて

市内事業所等が、甲賀市障がい者就労支援部会を經由して新規に業務を委託された場合、委託額等の半額を補填します。(上限5万円、1回限り)

障がい者の自立に向け、障がい者就労支援施設からの物品購入やサービスの調達にご協力ください。

問合せ 障がい福祉課 自立支援係
☎69-2161 FAX63-4085

農業者の皆さんへ

収入保険制度 加入者負担保険料を補助

新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた農業者が収入保険制度に加入された場合、加入者が負担する掛け捨て保険料に必要な経費を補助します。(上限10万円)

問合せ 農業振興課 農業振興係 ☎69-2193 FAX63-4592

施設設備の新設や増設を支援

新しい生活様式に伴い期待される地産地消へのニーズの高まりに向け、水田でのハウスなど施設設備の新設や増設をされる経費の3分の1を補助します。(上限100万円)

まだまだ
あります!

- 買い物に出かけることが困難な方を移動販売で支援
- オンライン妊産婦保健指導
- 図書館に書籍消毒機を設置
- コミュニティバス・コミュニティタクシー・信楽高原鐵道の車両を抗菌処理

詳細は、
準備が整い次第、
順次お知らせします。



オール甲賀で乗り越えよう!

新型コロナウイルス感染症対策のお知らせ

市民の皆さんへ

インフルエンザ予防接種の費用を助成

高齢者・妊婦は無料
18歳以下の方には
助成があります

●助成対象接種期間 令和3年2月28日(日)まで

●対象・助成額

①65歳以上の高齢者・60～65歳未満で心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能障がいまたはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいがあり、身体障害者手帳1級をお持ちの方:無料

②妊婦:無料

③生後6カ月以上で平成17年4月2日以降に生まれた方:2,000円/回

④平成14年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた方:1,000円

※②③④の方で、すでに医療機関で全額支払いをされた方は、助成金を返金します。領収書・明細書・印鑑・振込先の通帳(写しでも可)妊婦の方は母子手帳を持参の上、すこやか支援課または各保健センターまでお越しください。

●助成金返金の申請受付期間 令和3年3月12日(金)まで

※助成内容や申請方法の詳細は、広報10月号(10～11ページ)や市ホームページをご覧ください



問合せ 申込 すこやか支援課 母子保健係 ☎69-2169 FAX63-4085

新生児1人あたり10万円 新生児応援 特別定額給付金

●対象

次の①②いずれにも該当する新生児

①令和2年4月28日～令和3年3月31日に生まれたこと

②出生後の初めての住民登録が甲賀市で、出生日からこの給付金申請の日まで引き続き甲賀市に住民登録されていること

●給付金額 新生児1人あたり10万円

※対象となる新生児の住民登録上の住所へ申請書等を送付します。



問合せ 新型コロナウイルス感染症くらし・経済対策推進室
☎69-2133 FAX63-4554

地域経済応援クーポン券の ご利用はお済みですか

市内全世帯にお配りした地域経済応援クーポン券は、ご利用いただきましたか。

このクーポン券は、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けた地域経済の回復を目的として、市内に本店がある店舗等に限定してご利用いただけます。

ご利用いただくことで地元の店舗等の支援となることから、利用期限に関わらずできるだけお早めにご利用ください。

●利用期限 令和3年1月31日(日)

●利用方法 税込1,000円の買い物ごとに500円クーポン券を1枚利用できます。

詳細は、市ホームページまで▶



問合せ 商工労政課 新産業振興係
☎69-2187 FAX63-4087

取扱店舗
一覧